

子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見公募の結果について

1. 意見募集の期間

平成26年10月15日（水）から11月14日（金）まで（1か月間）

2. 資料の閲覧場所

- ① 市ホームページ、② 子育て支援課、③ 市役所1階市政情報コーナー、
④ 市民交流センターおあしす、⑤ 中央公民館、⑥ 駅前市民サービスセンター、
⑦ 旭地区センター、⑧ 東部地区公民館、⑨ 総合体育館

3. 意見の提出方法

各閲覧場所に備え付けの投函箱又は直接、郵送、ファックス、メール

4. 意見応募状況

- ①意見提出者 2名
②意見提出方法の内訳 投函箱 1名
電子メール 1名
③意見件数 3件

※ 別紙「子ども・子育て支援事業計画（案）への意見募集（概要）」を参照。

5. ご意見とそれに対する市の考え方（ご意見の内容は、原則、原文のまま掲載しています）

意見項目	ご意見の内容	市の考え方
第1章「子ども・子育て支援事業計画の概要」の「1計画策定の趣旨」について	<p>子ども・子育ての支援法大2条には、「子ども・子育て支援は父母その他の保護者が～下に、家庭、学校、地域、職域その他の～」と記載されています。</p> <p>しかしながら、先日、就学前健診時に学校関係者からの説明では「学校では学童保育室の事はわかりませんので、市の子育て支援課、保育幼稚園課に聞いてください」と一線を引かれました。とても残念です。このような実態の改善を行うための計画が必須です。</p>	<p>子ども・子育て支援法第2条では、子ども・子育て支援の基本理念が定められており、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないとされています。</p> <p>学校につきましては、地域及び家庭との連携・協力を図り、地域に根差した学校づくりや子どもが安心して教育を受けることができる環境整備などの役割が求められております。</p> <p>なお、計画につきましては、市内関</p>

意見項目	ご意見の内容	市の考え方
		<p>係機関等と連携して横断的に取り組むことができるよう、幅広く周知してまいります。</p> <p>また、各施策・事業につきましては、誤解や混乱が生じないよう取り組んでまいります。</p>

意見項目	ご意見の内容	市の考え方
<p>第3章「基本理念」の「安心して妊娠、出産、育児ができるために」について</p>	<p>計画の基本理念として“子育てを「親」が主体的に行えるよう、まち全体で～総合的な支援体制の充実を目指します。”とありますが、第2章子ども、子育てを取り巻く環境には、人口と児童数、女性の就業率だけが掲載されています。これは、母親のみが子育てをすることを前提にして全体計画を立案していることを宣言しています。</p> <p>「親」には父親が含まれ、男女関係なしの一人親が含まれます。親の就労環境（通勤距離や勤務時間、就業先の規定の状況）、一人親の比率、祖父母等親類への依存比率も考慮にいれなければ、本来の意味での「親」が主体的に行う子育ては実現できません。</p> <p>その背景を軸に、各種支援の具体的な内容が立案できますが、現状は全て片手落ちと考えます。例えば、第4章「施策の展開」の「8 就業生活と家庭生活の支援」には“埼玉県や地域団体等の連携を図りながら市内事業所を対象とした啓発に努めます”とありますが、市外に勤務する親が多い中、市内事業所のみで啓発を務めても、親が主体的に子育てを行える環境を実現させることは出来ません。</p>	<p>両親をはじめ、保護者等が役割分担し、協力し合って子育てを行っていくことが必要であることは、市といたしましても認識しているところでございます。</p> <p>ご意見をいただきました、第2章「子ども、子育てを取り巻く環境」に掲載されている統計情報につきましては、現在の子ども・子育てを取り巻く様々な状況の中で、子育て支援を行うにあたり、子育てをしやすい環境を整備することに視点を置いて掲載しております。</p> <p>なお、ご意見にある「ひとり親」の支援の考え方等につきましては、計画（案）の第4章「施策の展開」の「7 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策」のうち、「(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」の中に記載させていただいております。</p> <p>また、第4章「施策の展開」の「8 就業生活と家庭生活の支援」につきましては、国では、次世代育成支援対策推進法を10年間延長し、地方公共団体及び事業主に対し、仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備などを推進していくことになっております。</p> <p>本市の役割として、市内事業所へ周知を図りながら、職業生活と家庭生活の支援について取り組んでまいります。</p>

意見項目	ご意見の内容	市の考え方
<p>第4章「施策の展開」の1「施策体系」について</p>	<p>「安心して妊娠・出産・育児ができるために」とありますが、出産後、遠方に住む親が介護や仕事等で、完全に夫婦プラス赤ちゃん（上に幼稚園児・未就園児）のみで過ごさなければならぬとなると、安心して出産できません。夫は仕事に行き、出産して退院したばかりの母親（妻）と幼な子3人で生活できません。ファミサポは自宅に来てはもらえないし、必要なときにマッチするとも限りません。必ず来てもらえる民間サービスや体が回復するまで安心してすごせる産後院（〇〇の〇〇〇〇など）は高額で払えません。ファミリーサポートで、赤ちゃんが生まれて心が落ち着かない上の子を、母親のそばで世話するサービスを追加したり、産後床上げの済む前の家庭の掃除・洗濯・食事作りなどをする家事サービスを1時間1000円などで提供したり、民間を利用した際の経済的補助をするなど、何か安心して住める環境作りを手伝って欲しいです。（〇〇の産後院9割補助などのように。）祖父母の力に頼ることを前提とした出産環境で、これからの吉川市の出産率は上がりますか？晩婚化、晩産化すると、出産の頃に親（祖父母世代）は介護状態かもしれませぬ。</p>	<p>計画（案）では、子ども・子育て支援を推進する各施策の基本的な考え方を示すものとして、3つの基本理念を定めています。この3つの基本理念には、「子育ては、保護者やその家族だけで行うものではなく、地域で支え合っていくものである」という思いが込められております。</p> <p>いただいたご意見にありました、「安心して住める環境作り」を実現するため、本市におきましても、家庭訪問型子育て支援である「ホームスタート事業」をはじめとした地域・子ども子育て支援事業を中心に取り組んでまいります。</p>

子ども・子育て支援事業計画（案）説明会について

日時：平成26年11月9日（日）午前10時～正午まで

会場：保健センター1階「ホール」

※ 子ども同伴可。

内容：平成27年4月にスタートする「子ども・子育て支援制度」について、市で策定を進めている計画（案）について、市民向けに概要等を説明するもの。

資料：パブリック・コメントで設置した概要、計画（案）全文（計画案は終了後、回収）、意見提出用紙のほか、参考資料として内閣府作成の「なるほどBOOK」を配布。

参加者数：1名

【説明内容】

- （1）計画を策定する理由
- （2）計画の期間
- （3）計画策定の経過
- （4）計画の基本理念
- （5）計画の構成
- （6）計画の特徴

【出された質疑応答の内容】

- Q.吉川市の区域設定は「中学校区域」となっているが、中学生や小学生は毎日どのような方法で通学しているのか。
- A.小学生は徒歩、中学生は徒歩もしくは自転車で通学している。中学校区域とした経緯は、まず、小学校区や自治会単位では、子どもの少ない区域も1区域として検討することとなり、区域が細分化されすぎる懸念があった。そこで、ある程度、市民の方に認識された区域であり、保護者や子どもが居宅より徒歩や自転車等で比較的容易に移動できる範囲である「中学校区」を区域として定めた。
- Q.計画（案）には男性の就業状況やひとり親の状況などの統計が掲載されていないが。
- A.父親と母親がお互いに役割分担し、協力し合って子育てを行っていくことが必要であることは認識している。統計については、特に大きな課題となっている母親の就業状況に重点を置いてグラフを掲載させていただいた。ご質問いただいた点に対する支援の考え方等については、計画の中に反映している。
- Q.計画（案）43頁にある「職業生活と家庭生活との両立」について、具体的な内容は。
- A.ご質問いただいた点については、「ワークライフバランス」について記載している。市内企業には、主に商工会を通じて情報提供等を行うとともに、優良企業等の公表についても検討していく。
- Q.「職業生活と家庭生活との両立」について、市内に住んでいて市外・県外で働いている人たちへの対応はどうするのか。また、市内企業への取り組みはどうするのか。
- A.吉川市にお住いの人は、市内よりも市外・県外で就業している人が多いと考えている。市としては、市外・県外企業への働きかけを直接行える立場ではないことをご理解いただきたい。
なお、職業生活と家庭生活との両立については、事業所への働きかけだけでなく、保育所の整備などトータルな話を絡めて計画に掲載し、取り組んでいく。
- Q.1号認定、2号認定の線引きはどこにあるのか。本来は教育と保育は切り離せない関係にあると思うが。
- A.幼稚園、保育所については、それぞれ教育指針、保育指針に基づき運営されているため、基本的な役割は異なるところではあるが、新制度においては認定こども園の設置を推進しており、親の就労等に左右されない一体的な利用が可能となった。
当市にはまだ認定こども園はないが、既存の幼稚園に移行する場合には支援をしていきたい。また、幼稚園については、新制度への移行は事業者の意志によるため、平成27年度については市内の幼稚園は新制度へ移行しない予定である。
- Q.学童には保育所のように保育料に差がないがなぜか。運営は厳しいのではないかと。
- A.学童保育料については、応能負担ではなく一律7,000円に設定し、生活保護世帯等は免除としていところである。保育料だけでは運営できないため税金が投入されているが、学童保育に限らず、保育所や幼稚園においても、保育料だけでは運営できないため、多くの税金が投入されているところである。